

愛知県立鳴海高等学校への自動販売機設置に係る一般競争入札公告

次のとおり自動販売機設置に係る県有財産（建物・土地）の貸付を一般競争入札に付します。

令和 5 年 1 月 20 日

愛知県立鳴海高等学校長 加藤 徹也

1 入札物件

(1) 件名

自動販売機設置に係る県有財産の貸付（その 1）

(2) 貸付物件

所在地	設置場所	貸付面積	設置台数	
名古屋市緑区 左京山801	管理棟 1 階 西昇降口東側前 庇あり	6.00㎡（建物） （幅5.00m×奥行1.20m）	2 台	計 3 台
	管理棟 1 階 東昇降口東側前 庇なし	3.64㎡（土地） （幅2.80m×奥行1.30m）	1 台	

※ 1 貸付面積には、回収ボックスを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。

※ 2 機種は、消費電流12アンペア程度以下のものとします。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者（いずれかに該当した者であって、その事実があった後 3 年を経過した者を含む。）であること。
- (3) 県が実施する自動販売機の設置を目的とする公有財産の貸付に係る一般競争入札参加者に必要な資格に関する告示（平成21年 3 月 6 日付け愛知県告示第149号）に定める資格をすべて満たすこと。
- (4) 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を置いていること。
- (5) 入札公告の日から落札決定までの間、愛知県から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 入札公告の日から入札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（愛知県知事等・愛知県警察本部長、平成 24 年 6 月 29 日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (8) 本校が実施する、「自動販売機設置に係る県有財産の貸付その 2」の入札に参加していない者であること。

3 入札説明書及び契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

愛知県立鳴海高等学校 事務室

(2) 日時

令和5年1月20日（金）から令和5年2月10日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで

4 現地説明の場所及び日時

(1) 場所

愛知県立鳴海高等学校 会議室

(2) 日時

令和5年2月9日（木）午後3時から

5 入札参加申込みの受付の場所及び日時

(1) 場所

愛知県立鳴海高等学校 事務室

(2) 日時

令和5年1月20日（金）から令和5年2月10日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで

6 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

愛知県 三の丸庁舎 地下1階 B105会議室
（所在地 名古屋市中区三の丸2-6-1）

(2) 日時

令和5年2月21日（火）午後2時30分から

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に変わる担保を含む。）を開札期日までに契約担当者に納めなければなりません。

ただし、財務規則第152条の3（入札保証金の納付の免除）の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

8 契約書の作成の要否 要

9 入札の無効

次のアからキまでのいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 財務規則第152条第1号から第7号に該当する入札

イ 一般競争入札参加申込書及び誓約書を提出していない者のした入札

ウ 入札書の金額を訂正したもの

- エ 郵送による入札
- オ 虚偽の事実を記載した者のした入札
- カ 担当職員の指示に従わなかった者の入札
- キ 代理人が入札する場合に、委任状を提出していない者のした入札

10 その他

県有財産有償貸付契約書（案）を始め貸付の詳細については、「入札説明書」を確認のうえ、入札してください。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額について土地部分と建物部分の面積の割合で按分したうえで、建物部分については按分後の金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算し、土地部分の按分後の金額との合計金額を落札価格とします。

したがって、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、建物部分については見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を計上し、土地部分について見積もった契約希望金額との合計金額を入札書に記載してください。

11 問い合わせ先

愛知県立鳴海高等学校 事務室 担当 吉田

住所 名古屋市緑区左京山801（郵便番号458-0825）

電話 052-623-3001